| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| うち、謝絶に係る貸付債権の数 | | | | | | |
| うち、審査中の貸付債権の数 | | | | | | |
| うち、取下げに係る貸付債権の数 | | | | | | |

（別表９）債務者が貸付けの条件の変更等の申込みの取下げをした事案の概要
〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

| 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた年月日 | 債務者が貸付けの条件の変更等の申込みの取下げをした年月日 | 貸付けの条件の変更等の申込みを受け付けた事務所の名称 | 貸付けの条件の変更等の対象となる貸付債権の額 | 債務者の氏名 | 貸付けの条件の変更等の申込みの概要 | 債務者が貸付けの条件の変更等の申込みの取下げをした主たる理由 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | |

（別表10）貸付けの条件の変更等の申込みの謝絶をした事案の概要
〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

| 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた年月日 | 貸付けの条件の変更等の申込みの謝絶をした年月日 | 貸付けの条件の変更等の申込みを受け付けた事務所の名称 | 貸付けの条件の変更等の対象となる貸付債権の額 | 債務者の氏名 | 貸付けの条件の変更等の申込みの概要 | 貸付けの条件の変更等の申込みの謝絶をした主たる理由 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | |

（記載上の注意）

1　別表中の各欄の集計は、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた日を基準に、債務者ごとではなく、貸付債権ごとに行うこと。

2　別表中の各欄には、法の施行日から各期末までの累積額及び累積件数を記載すること。

3　別表１、別表３及び別表７に記載する額は、これらの表中で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

4　この様式中の「貸付けの条件の変更等」とは、貸付債権に係る元本の返済猶予、返済期限の延長、旧債の借換え、中小企業者の株式の取得であって債務を消滅させるためにするもの、代物弁済の受領及び利息の支払猶予（以下「元本の返済猶予等」という。）であって、元本の返済猶予等の申込みを行った債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として行うものをいう。

5　元本の返済猶予等が、正常な運転資金を供給することを目的として、短期的な貸付けにより、同一条件で継続的かつ反復して行われている場合は、当該元本の返済猶予等は「貸付けの条件の変更等」に該当しないものとする。ただし、債務者から申込みを受けた元本の返済猶予等を行うことを拒否する場合には、「貸付けの条件の変更等」とみなして、別表中の「申込み」を受けた貸付債権及び「謝絶」に係る貸付債権に計上することとする。

6　この様式中の「信用保証協会等」とは、信用保証協会及び第４条第２項各号に掲げる者をいう。

7　この様式中の「条件変更対応保証」とは、法第11条第２項の趣旨を踏まえて講ぜられた措置に基づき信用保証協会が行う保証（旧債の借換えに係るものであって、当該保証に係る貸付債権の額に対して保証をする額の割合が100分の40であるものに限る。）をいう。

8　この様式中の「申込み」とは、貸付けの条件の変更等を求める書面による意思の表示（口頭による当該意思の表示の内容を金庫の職員が記録したものを含む。）をいう。

9　この様式中の「実行」とは、貸付けの条件の変更等を行うことをいう。

10　この様式中の「謝絶」とは、「実行」を拒否することをいい、貸付けの条件の変更等の申込みの日から３月を経過した日又は貸付債権の支払期日のいずれか遅い日を過ぎてもなお「審査中」のもの（当該貸付けの条件の変更等の申込みに係る貸付債権について、信用保証協会等において当該貸付債権に係る債務の保証を応諾するか否かの判断に至っていないものを除く。）については、「謝絶」をしたものとみなす。ただし、「謝絶」をしたものとみなされたものについて、その後「実行」をした場合には、「申込み」を受けた貸付債権及び「実行」に係る貸付債権に計上することとする。

なお、別表中の各欄の集計に当たっては、一度「謝絶」に係る貸付債権に計上したものについて、同一の債務者から当該貸付債権に係る貸付けの条件の変更等の申込みを再度受けて謝絶をした場合であっても、「申込み」を受けた貸付債権及び「謝絶」に係る貸付債権には再度計上しないこととする。ただし、同一の債務者から当該貸付債権に係る貸付けの条件の変更等の申込みを再度受けて実行をした場合には、「申込み」を受けた貸付債権及び「実行」に係る貸付債権に計上することとする。

11　この様式中の「審査中」とは、債務者から貸付けの条件の変更等の申込みがあったものの、いまだ当該申込みについて、「実行」、「謝絶」又は「取下げ」に至っていない状態をいう。

12　この様式中の「取下げ」とは、債務者の意思で申込みを撤回することをいう。ただし、債務者の意思で申込みを撤回していない場合であっても、当該債務者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定を受けた場合は、これらの決定又は命令に係る貸付債権は、「取下げ」に係るものとみなす。

13　別表３及び別表４中の「他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者」とは、債務者から他の金融機関（法第４条第４項及び第５条第２項の規定により貸付けの条件の変更等の申込みを受けた金庫が緊密な連携を図る者をいう。以下この13及び14において同じ。）に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みを行った旨の情報提供を受けた場合又は他の金融機関から貸付けの条件の変更等に係る連携の要請を受けた場合におけるこれらの貸付けに係る債務者をいい、当該債務者から他の金融機関に照会することを拒否された場合及び当該債務者の同意を得て他の金融機関に当該申込みの有無を照会したが当該申込みの事実が確認できなかった場合におけるこれらの債務者を除くものとする。

14　別表３及び別表４中の「他の金融機関が法の施行日以後に貸付けの条件の変更等を実行したことを認識している場合」とは、債務者から他の金融機関が法の施行日以後に貸付けの条件の変更等を実行した旨の情報提供を受けた場合又は他の金融機関から貸付けの条件の変更等に係る連携の要請を受けた場合をいい、当該債務者から他の金融機関に照会することを拒否された場合及び当該債務者の同意を得て他の金融機関に当該実行の有無を照会したが当該実行の事実が確認できなかった場合を除くものとする。

15　法附則第２条第１項の規定によりなおその効力を有することとされる法第８条第１項の報告を行うときは、上記の表に準じた表を適宜作成することとする。